

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 10

規 則

北海道水資源の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 5 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第51号

北海道水資源の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道水資源の保全に関する条例施行規則（平成24年北海道規則第61号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「第5章」の次に「若しくは第7章の2」を加え、同条第4号中「家事審判法（昭和22年法律第152号）」を「家事事件手続法（平成23年法律第52号）」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道水資源の保全に関する条例施行規則第6条第4号の規定の適用については、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第53号。以下「整備法」という。）第3条の規定による廃止前の家事審判法（昭和22年法律第152号）による調停（整備法第4条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を家事事件手続法（平成23年法律第52号）による調停とみなす。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 5 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第52号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則
災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。
第20条第4項中「310円」を「320円」に改める。
第21条第2項中「253万円」を「262万1,000円」に改める。
第24条第4項及び第25条第3項中「1,040円」を「1,080円」に改める。
第31条第2項中「54万7,000円」を「56万7,000円」に改める。
第32条第3項第2号中「4,100円」を「4,200円」に、「4,400円」を「4,500円」に、「4,800円」を「4,900円」に改める。

目 次 ページ

規 則

- 北海道水資源の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（土地水対策課） 1
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則.....（保健福祉部総務課） 1
- 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....（水産経営課） 2

告 示

- 特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....（情報政策課） 2
- 特定調達契約に係る落札者等の公示.....（情報政策課） 5
- 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定により知事が指定する区域の一部改正.....（環境推進課） 5
- 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準の設定の一部改正.....（環境推進課） 5
- 振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制に関する基準の知事の指定する区域の指定の一部改正.....（環境推進課） 5
- 道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課） 5
- 土地改良事業の工事の完了の届出.....（農業施設管理課） 5
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課） 6
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課） 6
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課） 7
- 森林法による通知に代える公示.....（治山課） 7
- 道路の区域の変更及び供用の開始.....（維持管理防災課） 7

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告..... 8

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 9

道人事委員会告示

- 準特地部局の指定の一部改正..... 9

道監査委員告示

- 地方自治法第252条の32第2項の規定による包括外部監査契約に基づく補助者に関する事項..... 10

第33条第3項中「20万6,000円」を「20万8,700円」に、「16万4,800円」を「16万7,000円」に改める。 第33条の3第4項第2号中「5,200円」を「5,300円」に改める。 第33条の4第3項中「13万3,900円」を「13万4,300円」に改める。 第36条第2項中「9,200円」を「8,700円」に改め、同項ただし書中「1万4,700円」を「1万4,100円」に改め、同条第3項中「533円」を「433円」に、「のうち2人までについてはそれぞれ200円」を「については1人につき217円」に改め、「扶養親族でない」を削り、「がある場合にあってはそのうち1人については217円、協力者に配偶者がいない場合にあっては」を「がない場合にあっては、」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき100円を」を削る。 別表第1の1の事項中「17,800円」を「18,300円」に、「22,900円」を「23,500円」に、「33,700円」を「34,600円」に、「40,400円」を「41,500円」に、「51,200円」を「52,600円」に、「7,500円」を「7,700円」に、「29,400円」を「30,200円」に、「38,100円」を「39,200円」に、「53,100円」を「54,600円」に、「62,100円」を「63,800円」に、「78,100円」を「80,300円」に、「10,700円」を「11,000円」に改め、同表の2の事項中「5,800円」を「6,000円」に、「7,800円」を「8,000円」に、「11,700円」を「12,000円」に、「14,200円」を「14,600円」に、「18,000円」を「18,500円」に、「2,500円」を「2,600円」に、「9,400円」を「9,700円」に、「12,300円」を「12,600円」に、「17,400円」を「17,900円」に、「20,600円」を「21,200円」に、「26,100円」を「26,800円」に、「3,400円」を「3,500円」に改める。 別表第2の1の事項中「22,200円」を「22,700円」に、「16,700円」を「17,100円」に、「16,300円」を「16,700円」に、「16,900円」を「17,300円」に、「18,000円」を「19,200円」に、「17,100円」を「18,200円」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則第20条第4項、第21条第2項、第24条第4項、第25条第3項、第31条第2項、第32条第3項第2号、第33条第3項、第33条の3第4項第2号及び第33条の4第3項並びに別表第1及び別表第2の1の事項の規定は、平成27年4月1日から適用する。 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年5月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第53号 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改	正する。 第2条第2項の表中「年0.45パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成27年3月18日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。 <table><tr><td>告</td><td>示</td></tr></table> 北海道告示第334号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年5月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 北海道生涯学習情報提供システムASPサービス提供業務 1式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成32年9月30日まで なお、契約締結日から平成27年9月30日までは準備期間とし、サービス提供期間は平成27年10月1日から平成32年9月30日までとする。 また、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書及び仕様書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい	告	示
告	示		

いこと。

(4) 当該サービスの障害発生時に、迅速に復旧に着手できる体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年5月1日から同年6月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階 テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課）

(2) 入札日時 平成27年6月12日 午前11時（送付による場合は、同月11日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール

(joho.chosa@pref.hokkaido.lg.jp) で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のAによる。

また、契約書の作成を要するものとする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(10)、(11)及び(13)から(15)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5980

12 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Application Service to affect Hokkaido lifelong learning system, a complete set

B Bid tenderring date and time : 11:00 A.M., June 12, 2015
(If mailed, bid must arrive no later than June 11, 2015)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion, Department of Policy Planning and Cordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5980

北海道告示第335号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年5月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道議会中継配信システムに係るサービス提供業務 1式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成32年8月31日まで

なお、契約締結日から平成27年8月31日までは準備期間とし、サービス提供期間は平成27年9月1日から平成32年8月31日までとする。

また、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 平成25年度以降において、都道府県議会又は市町村議会のライブ中継及びVOD配信の実績があること。
- (5) 当該サービスの障害発生時に、迅速に復旧に着手できる体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年5月1日から同年6月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階 テレビ

会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課）

- (2) 入札日時 平成27年6月12日 午前11時30分（送付による場合は、同月11日までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（joho.chosa@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のAによる。

また、契約書の作成を要するものとする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(10)、(11)及び(13)から(15)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

- (3) 電話番号 011-204-5980

12 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Application Service to affect the live streaming system of Hokkaido prefectural assembly, a complete set

B Bid tenderring date and time : 11 : 30 A.M., June 12, 2015

(If mailed, bid must arrive no later than June 11, 2015)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion,
Department of Policy Planning and Cordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5980

北海道告示第336号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成27年5月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 - (1) 電子計算機処理A S Pサービス提供業務 一式
 - (2) 情報システム変更等業務 109人工 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月27日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社H B A
 - (2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 随意契約に係る契約金額
 - (1) 4,078,998,000円
 - (2) 540,000円（1人工当たりの単価）
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
 - (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
 - (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第337号

昭和46年北海道告示第3170号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定により知事が指定する区域）の一部を次のように改正する。

平成27年5月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

「並びに老人福祉法」を「、老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

北海道告示第338号

昭和53年北海道告示第784号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準の設定）の一部を次のように改正する。

平成27年5月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

「並びに老人福祉法」を「、老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

北海道告示第339号

昭和53年北海道告示第785号（振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制に関する基準の知事の指定する区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年5月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

「並びに老人福祉法」を「、老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

北海道告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（愛知地区（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山振興局に備え置いて、平成27年5月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成27年5月1日

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
南るもい土地改良区	寧 楽 4	災害復旧〔農地〕	平成27. 3.13
同	本 郷	同	同 27. 2.27
同	寧 楽 1	同 〔農業用施設〕	同 27. 3.25
同	寧 楽 2	同	同
同	寧 楽 3	同	同
同	平 和	同	同 27. 2. 9
同	田 代	同	同 27. 3.26
苫前土地改良区	北 長 島	同	同 27. 3.20
オロロン土地改良区	千 代 田	同	同
同	南明里 2	同	同
同	中 央 1	同	同 27. 1.30
同	南明里 1	同	同
同	中 央 2	同 〔農地〕	同
同	築 別	同	同

北海道告示第342号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年5月1日

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻富士町・勇払郡占冠村（以上1町1村に
の所在場所 ついて次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
利尻富士町
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 寿都郡黒松内町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 寿都郡黒松内町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産
業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第343号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年5月1日

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
様似町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 滝川市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 滝川市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに滝川市役所及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第344号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年5月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 深川市（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び深川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第345号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を赤平市役所の掲示場に掲示した。

平成27年5月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 通知の内容 平成27年北海道告示第225号

2 所在が不明明な者 荒木 正一

北海道告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
羽幌原野古丹別停車場線	苫前郡苫前町字古丹別252番13地先から	前	8.00mから	411.50m	—
北海道留萌振興局	同郡苫前町字古丹別203番1地先まで		14.50mまで		
留萌建設管理部		後	12.00mから	411.50m	—
			14.50mまで		

苦 前 小 平 線 北 海 道 留 萌 振 興 局 留 萌 建 設 管 理 部	苦前郡苦前町字古丹別197番3地先（道 道羽幌原野古丹別停車場線交点）から 同郡苦前町字古丹別693番1地先まで 前 11.25mから 18.80mまで 399.00m — 後 12.00mから 21.75mまで 399.00m —
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道渡島総合振興局告示第56号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年5月1日 北海道渡島総合振興局長 宮 内 孝 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 自動車（軽貨物） 1台（交換契約により自動車1台を契約の相手方に供し、自動車1台を契約の相手方から調達する。） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納入期日 平成27年7月15日 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
ア 申請の時期 平成27年5月1日（金）から同月19日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041－8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041－8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課） (2) 入札日時 平成27年5月26日（火）午後3時30分（送付による場合は、同月25日（月）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成27年4月14日付け北海道渡島総合振興局告示第47号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道渡島総合振興局のホームページ（http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否	

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 041－8558 函館市美原4丁目6番16号 (3) 電 話 番 号 0138－47－9416 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Minivehicle Quantity 1 B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., May 26, 2015 (If mailed, bids must arrive no later than May 25, 2015) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan Phone : 0138-47-9416	平成27年4月1日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社 イ 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号 (2) 1の(2)及び(3) ア 氏 名 株式会社ソリューションセンター イ 住 所 旭川市3条通8丁目842番地1 (3) 1の(4) ア 氏 名 日通商事株式会社 イ 住 所 東京都港区海岸1丁目14番22号 (4) 1の(5)から(7)まで ア 氏 名 日立キャピタル株式会社 イ 住 所 東京都港区西新橋1丁目3番1号 4 随意契約に係る契約金額 (1) 177,786円 (2) 6,685円 (3) 7,527円 (4) 16,524円 (5) 12,636円 (6) 26,438円 (7) 30,142円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号																					
道 教 育 庁 教 育 局 告 示																						
北海道教育庁上川教育局告示第36号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成27年5月1日 北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎 1 随意契約に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 <table><tr><td>(1) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借</td><td>252台</td><td>一式</td></tr><tr><td>(2) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借</td><td>14台</td><td>一式</td></tr><tr><td>(3) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借</td><td>21台</td><td>一式</td></tr><tr><td>(4) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借</td><td>51台</td><td>一式</td></tr><tr><td>(5) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借</td><td>42台</td><td>一式</td></tr><tr><td>(6) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借</td><td>91台</td><td>一式</td></tr><tr><td>(7) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借</td><td>98台</td><td>一式</td></tr></table> 2 随意契約の相手方を決定した日		(1) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借	252台	一式	(2) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借	14台	一式	(3) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借	21台	一式	(4) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借	51台	一式	(5) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借	42台	一式	(6) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借	91台	一式	(7) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借	98台	一式
(1) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借	252台	一式																				
(2) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借	14台	一式																				
(3) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借	21台	一式																				
(4) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借	51台	一式																				
(5) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借	42台	一式																				
(6) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借	91台	一式																				
(7) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借	98台	一式																				
道 人 事 委 員 会 告 示																						
北海道人事委員会告示第6号 平成19年北海道人事委員会告示第2号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正する。																						

平成27年 5 月 1 日 北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知 アの表日高振興局管内の項中 <table><tr><td>「 平取町本町</td><td>日高振興局森林室平取事務所</td><td>」を</td></tr><tr><td>「 平取町本町 新冠町字西泊津</td><td>日高振興局森林室平取事務所 日高食肉衛生検査所</td><td>」に</td></tr></table> 改める。	「 平取町本町	日高振興局森林室平取事務所	」を	「 平取町本町 新冠町字西泊津	日高振興局森林室平取事務所 日高食肉衛生検査所	」に	平成27年 3 月20日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 宮本商産株式会社 イ 住 所 帯広市西 2 条南 5 丁目 1 番地 (4) 落札金額 ア 140円 イ 130円 ウ 112円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成27年 2 月 6 日付け北海道警察釧路方面本部告示第21号 2(1) 随意契約に係る物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量 釧路地区 <table><tr><td>ア 自動車ガソリン</td><td>J I S 1 号</td><td>28,000リットル</td></tr><tr><td>イ 自動車ガソリン</td><td>J I S 2 号</td><td>115,000リットル</td></tr><tr><td>ウ 軽油</td><td>J I S 各号</td><td>8,000リットル</td></tr></table> (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成27年 3 月23日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 北日本石油株式会社 イ 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目28番 5 号 (4) 随意契約に係る契約金額 ア 144円 イ 134円 ウ 116円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課 (2) 所在地 釧路市黒金町10丁目 5 番地 1	ア 自動車ガソリン	J I S 1 号	28,000リットル	イ 自動車ガソリン	J I S 2 号	115,000リットル	ウ 軽油	J I S 各号	8,000リットル
「 平取町本町	日高振興局森林室平取事務所	」を														
「 平取町本町 新冠町字西泊津	日高振興局森林室平取事務所 日高食肉衛生検査所	」に														
ア 自動車ガソリン	J I S 1 号	28,000リットル														
イ 自動車ガソリン	J I S 2 号	115,000リットル														
ウ 軽油	J I S 各号	8,000リットル														
道 監 査 委 員 告 示																
北海道監査委員告示第 1 号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定により、包括外部監査の事務を補助する者に関する事項について次のとおり告示する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成27年 5 月 1 日 北海道監査委員職務執行者 丸 岩 公 充 北海道監査委員職務執行者 佐々木 恵美子 北海道監査委員 飴 谷 長 藏 北海道監査委員 竹 谷 千 里																
道 警 察 方 面 本 部 告 示																
北海道警察釧路方面本部告示第76号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。 平成27年 5 月 1 日 北海道警察釧路方面本部長 篠 原 和 良 1(1) 落札に係る物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量 帯広地区 <table><tr><td>ア 自動車ガソリン</td><td>J I S 1 号</td><td>25,000リットル</td></tr><tr><td>イ 自動車ガソリン</td><td>J I S 2 号</td><td>66,000リットル</td></tr><tr><td>ウ 軽油</td><td>J I S 各号</td><td>4,000リットル</td></tr></table> (2) 落札を決定した日	ア 自動車ガソリン	J I S 1 号	25,000リットル	イ 自動車ガソリン	J I S 2 号	66,000リットル	ウ 軽油	J I S 各号	4,000リットル							
ア 自動車ガソリン	J I S 1 号	25,000リットル														
イ 自動車ガソリン	J I S 2 号	66,000リットル														
ウ 軽油	J I S 各号	4,000リットル														